

令和 4 年 5 月 26 日 開催

令 和 4 年

第 5 回

函館市農業委員会総会

議 事 錄

函館市農業委員会

令和4年第5回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年5月26日（木）開会 14：00 閉会 15：00

2 開催場所 函館市役所 8階第2会議室

3 出席委員

議長	大槻 實男	4番	川村 稔
1番	西浦 克彦	6番	佐藤 勉
2番	立藏 義春	7番	近江 政夫
3番	八戸 千修	8番	山田 美代子
		9番	菅原 秀樹

以上9名

4 事務局出席者

事務局長	松浦 真人	主査	河合 直樹
局次長	榎本 剛	主事	佐々木 将汰
農地課長	加藤 秀紀		

以上5名

5 付議事項

議案第1号 農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について
議案第2号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
議案第3号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定について
議案第4号 令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）の決定について
報告第1号 会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）
報告第2号 農地法第4条の規定による届出の受理に係る報告について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の受理に係る報告について

14：00 開会

議長（大槻会長）

ただいまより、令和4年第5回農業委員会総会を開会いたします。

まず、はじめに「農業委員会憲章」を唱和いたします。

委員ならびに事務局職員はご起立願います。

函館市農業委員会憲章。

（「農業委員会憲章」唱和）

議長（大槻会長）

ご着席願います。

続いて、本日の日程の確認ですが、お手元に配付した日程のとおり、議案4件、報告3件、計7件となっております。

よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

それでは、本日の日程に進みます。

日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。

議事録署名委員には、1番西浦委員、2番立藏委員の両名を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

次に、日程第2、「議案第1号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」を議題」といたします。

本件にかかわって、菅原委員が農業委員会法第31条に基づく議事参与の制限にあたります。

菅原委員は、ご退室願います。

（菅原委員 退室）

はじめに、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の2ページをご覧願います。

議案第1号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」をご説明申し上げます。

本件については、農地法第18条第6項の規定により、1件の合意解約通知書の提出があったので、その解約の成立状況について審議を求めるものでございます。

3ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、7筆合計2万6千859平方メートル、貸主、借主は、記載のとおりでございます。賃借権の設定内容については、令和3年3月26日付け農用地利用集積計画で、解約申入れ日、合意解約日および土地の引渡日は令和4年4月30日となってお

ります。なお、4ページが箇所図となってございます。
以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。
次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。
それでは、調査委員を代表して4番川村委員からご報告願います。

4番（川村委員）

議案第1号、農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について、番号1に係る予備審査の結果ですが、この案件について立藏委員、八戸委員と私を合わせた農業委員3名と事務局職員で調査を実施し、調査委員3人の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、事務局から説明を受け、合意解約における要件について調査委員3人が資料を確認し、検討した結果、合意解約日から農地の引渡し期限が6ヵ月以内であるなど、通知内容について特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第1号の調査結果としてご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。
ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について合意内容が真正なもので、要件を満たしているかどうかご審議願います。
それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第1号「農地法第18条の規程による通知に係る成立状況の確認について」を採決いたします。

お諮りいたします。
本件について、「合意解約の要件を満たしており、賃貸借の解約が成立している」と認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、その様に決定いたします。
菅原委員は入室願います。

(菅原委員 入室 着席)

議長（大槻会長）

次に、日程第3、議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

はじめに、事務局に議案内容を説明させます

事務局（榎本次長）

議案書の5ページをご覧願います。

議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」をご説明申し上げます。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により申し出のあった利用権設定1件の農用地利用集積計画の決定について審議を求めるものでございます。

6ページをお開き願います。

番号1についてご説明申し上げます。土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は4筆合計1万7千108平方メートル、貸主、借主は記載のとおりでございます。権利の種類は賃借権、利用目的は畑、利用権の始期は令和4年6月1日、終期は令和9年5月31日、賃料は記載のとおりで、申請理由は利用権の再設定となってございます。なお、このページの下段が箇所図、7ページが調査書となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

次に現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して4番川村委員からご報告願います。

4番（川村委員）

議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、番号1に係る予備審査の結果ですが、この案件について調査委員3人の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、農地の利用権設定に対する判断基準の要件について申請書に基づき、資料を確認し、貸主および借主の経営状況や農地の効率的な利用について、事務局から説明を受け審査し、調査委員3人が確認、判断できる範囲で検討した結果、計画内容について特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第2号の調査結果としてご報告いたします。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について計画内容が適正であるかどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第2号「農用地利用集積計画の決定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適正な計画と認め、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定することにいたしました。

次に、日程第4、議案第3号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の8ページをご覧願います。

議案第3号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定について」をご説明申し上げます。

本件については、先の合同会議において、当該点検・評価の素案について、全委員の確認を得たことから議案として提出するもので、その決定について審議を求めるものとなっております。

9ページをお開き願います。

令和4年3月31日現在の「1農業委員会の状況」についてですが、1の「農業の概要」および2の「農業委員会の現在の体制」は記載のとおりでございます。

続いて10ページをお開き願います。

「2扱い手への農地の利用集積・集約化」についてご説明申し上げます。1の「現状及び課題」は記載のとおりで、2の「令和3年度の目標及び実績」は集積目標986ヘクタールに対して、実績が988ヘクタール、うち新規実績は12ヘクタール、達成状況は100.2パーセントとなっております。次に3の「目標の達成に向けた活動」における活動計画および活動実績については記載のとおりで、4の「目標及び

活動に対する評価」につきましては、集積実績がほぼ目標に達しておりますので、目標の評価は「活動の結果、目標をほぼ達成した」、活動の評価は「集積促進活動が結果に結びついた」としております。

続いて 11 ページをお開き願います。

「3 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」についてでございますが、1 の「現状及び課題」は記載のとおりで、2 の「令和3年度の目標及び実績」は新規参入数の目標2 経営体に対して、実績は4 経営体、達成状況は200 パーセントとなっており新規参入面積の目標4 ヘクタールに対して、実績は3.8 ヘクタール、達成状況は95 パーセントとなっております。次に3 の「目標の達成に向けた活動」における活動計画および活動実績は記載のとおりで、4 の「その評価」につきましては、実績が目標に達しておりますので、目標の評価は「活動の結果、目標を達成できた」、活動の評価は「様々な活動に努め、結果に結びついた」としております。

続いて 12 ページをお開き願います。

「4 遊休農地に関する措置に関する評価」についてでございますが、1 の「現状及び課題」は記載のとおりで、2 の「令和3年度の目標及び実績」は、遊休農地の解消目標5 ヘクタールに対して、解消実績10 ヘクタール、達成状況は200 パーセントとなっております。3 の「目標の達成に向けた活動」における活動計画および活動実績は記載のとおりで、4 の「その評価」につきましては、解消実績が目標に達しておりますので、目標の評価は「活動の結果、目標を達成できた」、活動の評価は「様々な活動に努め、結果に結びついた」としております。

続いて 13 ページをお開き願います。

「5 違反転用への適正な対応」についてでございますが、1 の「現状及び課題」は記載のとおりで、2 の「令和3年度の実績」については、違反転用に係る事案はありませんでした。3 の「活動計画及び活動実績」は記載のとおりで、「活動に対する評価」については、「十分な活動を行い、結果に結びついた」としております。

続いて 14 ページをお開き願います。

このページから 15 ページまでの「6 農地法等により、その権限に属された事務に関する点検」では、特に問題となる点はありませんでした。

続いて 16 ページをお開き願います。

「7 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」および「8 事務の実施状況の公表等」についてでございますが、こちらは、記載のとおりとなってございます。

「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定について」の説明は以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、この案について各委員から何かご意見などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第3号「令和3年度の目標およびその達成に向けた活動の点検・評価（案）の決定について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第5、議案第4号「令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）の決定について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の17ページをご覧願います。

議案第4号「令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）の決定について」をご説明申し上げます。

本件については、4月の合同会議でもご説明いたしましたが、令和4年2月25日付け農林水産省経営局農地政策課長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」により、農業委員会は最適化活動の実施状況の公表に当たり、最適化活動の設定等に取り組むこととされました。これに基づきまして、令和3年度までの点検・評価から今回、「令和4年度最適化活動の目標の設定等」を定めた様式にしたがい、原案を作成しております。議案第3号の「活動の点検・評価」と同様、合同会議の結果を経て議案として提出するもので、その決定について審議を求めるものとなっております。

18ページをお開き願います。

令和4年4月1日現在の「1農業委員会の状況」につきましては、1の「農業委員会の現在の体制」および2の「農家・農地等の概要」は、記載のとおりでございます。

続いて19ページをお開き願います。

「2最適化活動の成果目標」につきましては、1の「農地の集積」のうち、「現状及び課題」については、「これまでの集積面積」が976ヘクタールで、集積率50.3パーセントとなっております。次に「課題」につきましては、令和3年度の活動計画と同様の内容としております。「目標」につきましては、農地集積の目標年度は5年後の令和8年度とし、毎年の新規集積面積は、令和3年度の設定と同様に10ヘクタールとし、これまでの集積面積976ヘクタールに集積目標面積10ヘクタールを加算した面積986ヘクタールを目標としております。また、この集積面積で推移することで、令和8年度の集積率を53パーセントと設定しております。

続きまして2の「遊休農地の解消」につきましては、「現状及び課題」のうち、「現状」についてですが、「遊休農地面積」は59ヘクタールありますが、そのうち、草刈り等で解消できる緑区分の面積は23ヘクタール、荒廃が進んでいる黄色区分の面

積は36ヘクタールとなっております。次に、課題についてですが、令和3年度と同様の内容としてございます。次に、「目標」についてでございます。遊休農地の解消面積の目標については、緑区分は令和3年度の目標と同様の5ヘクタールを記載しております。黄区分については現時点での面積36ヘクタールを記載しております。また、前年度、新たに発生した遊休農地は無かったことから、新規発生した遊休農地の解消は0ヘクタールを記載しております。

続いて20ページをお開き願います。

3の「新規参入の促進」につきましては、「現状及び課題」については、記載のとおりでございます。目標については、過去3年にあった権利移動の面積の平均85ヘクタールを記載、新規参入者への貸付等の農地面積は、その1割に当たる8.5ヘクタールとしております。

続きまして「2最適化活動の活動目標」についてでございますが、国は、推進委員等が最適化活動を行う日数の目標を最低6日から7日と示していることから、6日を目標に設定しております。また、原則全ての農業委員および推進委員の最適化活動を評価するものとしているため、全ての委員を活動の対象者として設定しております。活動の強化月間につきましては、国は、年に3ヵ月以上設けることとしているため、記載しております3回の取り組みを設定しております。

最後に新規参入相談会は、本市において現時点では実施していないことから、渡島総合振興局主催の「おしま農業のお仕事フェア」への参加を設定しております。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありましたが、この案について各委員から何かご意見などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第4号「令和4年度最適化活動の目標の設定等（案）の決定について」を採決いたします。
お諮りいたします。

本件については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（大槻会長）

異議なしと認め、原案のとおり決定いたしました。

なお、「令和3年度の活動の点検・評価」および「令和4年度最適化活動の目標の設定等」につきましては、本日の決定をもって、農業委員会ホームページでの公表お

よび北海道への報告を行いたいと思いますので、ご承知おき願います。

次に、日程第6、報告第1号、会長の専決処分の報告について「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の21ページをご覧願います。

報告第1号、会長の専決処分の報告について「土地の現況証明書の交付について」をご説明申し上げます。

本件につきましては、土地の現況証明願書の提出が11件あったことから、「函館市農業委員会規程」第23条第1項第4号の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

22ページをお開き願います。

このページの番号1から32ページの番号11まで、市街化区域10件、市街化調整区域1件、計11件の現況証明願書の提出があり、事務局にて調査した結果、記載のとおり、それぞれ農地・採草放牧地以外と確認し、現況証明書を交付いたしました。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

次に、日程第7、報告第2号「農地法第4条の規定による届出の受理に係る報告について」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の33ページをご覧願います。

報告第2号「農地法第4条の規定による届出の受理に係る報告について」をご説明申し上げます。

本件につきましては、農地法第4条の規定による届出が1件あったことから、「函館市農業委員会事務局規程」第6条第1項第5号の規定に基づき、届け出を受理したので、報告するものでございます。

34ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、

面積は635平方メートルでございます。転用目的は住宅建築のため、転用の時期は着手が令和4年4月13日、完了が令和4年9月30日、届出者は記載のとおりで、受理年月日は令和4年4月8日となってございます。なお、このページの下段が箇所図となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

次に、日程第8、報告第3号「農地法第5条の規定による届出の受理に係る報告について」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（榎本次長）

議案書の35ページをご覧願います。

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の受理に係る報告について」をご説明申し上げます。

本件につきましては、農地法第5条の規定による届出が1件あったことから、「函館市農業委員会事務局規程」第6条第1項第5号の規定に基づき、届け出を受理したので、報告するものでございます。

36ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、石川稜北土地区画整理事業仮換地に係るもので、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおり、面積は635平方メートルでございます。権利の種類は所有権で、転用目的は住宅建築、転用の時期は着手が令和4年5月27日、完了が令和4年8月26日、所有者、転用者は記載のとおりで、受理年月日は令和4年4月18日となってございます。なお、このページの下段が箇所図となってございます。

以上でございます。

議長（大槻会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

最後に、その他ですが、3点お話をございます。

まず1点目ですが、「農地パトロール調査」についてでございます。6月の農地パトロール調査は、6月1日水曜日、推進委員により実施する予定であります。なお、調査委員には、金子推進委員、松倉推進委員、山口推進委員、以上3名を指名しております。

続いて、2点目ですが、次回の総会は、令和4年6月30日木曜日、午後2時から市役所8階第2会議室において開催いたします。また、議案の締切日は、6月3日金曜日となっております。

続いて、3点目ですが、次回総会の現地調査日は、6月23日木曜日、午後1時からとなります。それでは、6月の現地調査委員を指名いたします。2番立藏委員、6番佐藤委員、7番近江委員、以上3名を指名いたします。3名の方は、午後1時に事務局に集合となりますので、大変お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは以上ですが、他に各委員から何かご発言はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（大槻会長）

それでは、以上をもちまして本日の総会を閉会いたします。

15：00 閉会

以上、会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

議長 大槻寅男

署名委員 西浦克彦

署名委員 立藏義春